



令和4年 年末の交通安全県民運動 鳥取県実施要綱



目的

この時期は、一年を通じて最も日没が早く、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることなどから、歩行者や自転車利用者の反射材用品の着用、飲酒運転の根絶等を推進するなど、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- チャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底

期間

令和4年12月12日(月)～12月21日(水)

交通安全日

令和4年12月15日(木) 「交通安全にみんなで参加する日」
及び「交通マナーアップ強化日」

スローガン

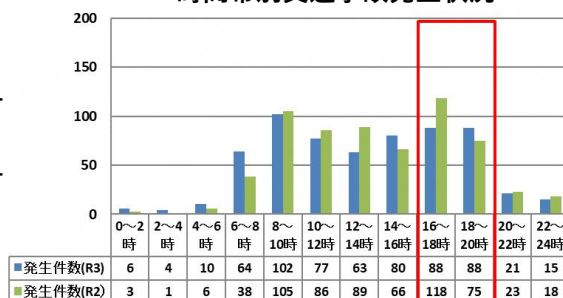
ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

運転者は

- 横断歩道の手前では停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、停止して歩行者を横断させましょう。
- 横断歩道の手前で停止した際は、歩行者に対して手を指し示すなど、横断を優先する合図をしましょう。
- 夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあることを認識し、昼間より速度を落とした運転と、前照灯の早期点灯や走行用前照灯（ハイビーム）・すれ違い用前照灯（ロービーム）を適切に活用しましょう。

時間帯別交通事故発生状況



歩行者は

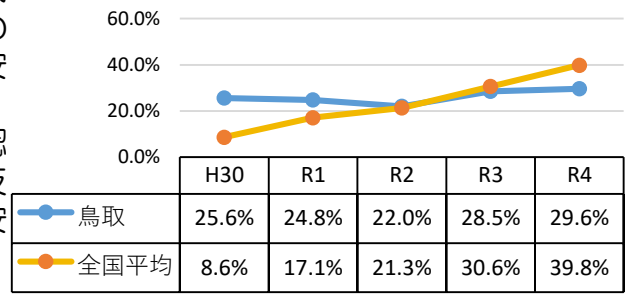


- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守り、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしないことに加え、安全を確認してから横断し、横断中も左右の安全を確認しましょう。



- 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げる、手の平を見せるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。
- 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を認識し、安全な交通行動を実践しましょう。
- 夕暮れから夜間の外出時は明るい服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。

信号機のない横断歩道における一時停止率調査結果



県・市町村・関係機関は

- 夕暮れから夜間における視認性の低下や、帰宅時間帯の交通事故の実態を周知し交通事故防止に努めるよう指導しましょう。
- 歩行者に対する「思いやり」の気持ちを持ち、交通マナーの向上を呼びかけましょう。
- ひし形の道路標示※のある場所では横断歩道の直前で停止可能な速度へ減速しなければならないことを啓発しましょう。

※ひし形の道路標示とは、前方に横断歩道又は自転車横断帯があることを示すものです。

学校は

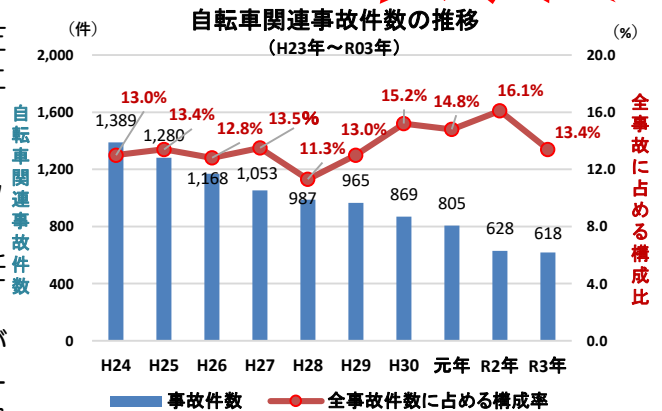
- 児童・生徒を対象に、反射材用品等や明るい色の服装の着用効果等を理解させる交通安全教育を推進しましょう。
- 自転車通学者に前照灯の点灯と反射器材を備え付けるよう指導しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

- 自転車は車両であることを認識し、車道は左側を通行し、交差点での信号遵守や一時停止等、交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。
- 交通事故による被害を軽減するためヘルメットを必ず着用しましょう。
- 自転車事故による損害賠償は「個人賠償責任保険」で補償され、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約としてセットすることが一般的です。加入している保険の内容を今一度確認し、補償されてない場合は自転車の保険に加入しましょう。

全交通事故に占める構成比は近年増加傾向！



※自転車乗用者が第一当事者・第二当事者となった事故を計上した。
ただし、自転車相互事故は1件として計上した。

県・市町村・警察・関係機関は

- 11月に改正された「自転車安全利用五則」による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

家庭では

- 自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることから、自転車事故の招く責任の重大さなどを話し合しましょう。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

令和4年11月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部 決定！

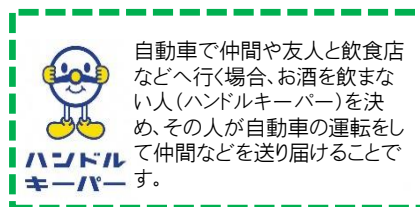
3 飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）は

- ・ 飲酒運転などの危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等への交通手段は車を使用せず、公共交通機関を利用しましょう。
やむを得ず車を使用する場合には、自動車運転代行サービスの利用やハンドルキーパー運動を実践しましょう。
- ・ 自転車利用者も飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

運転者以外は

- ・ 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。
- ・ 自動車により飲食店に行き飲酒する場合は、「ハンドルキーパー運動※」を実践しましょう。



酒類提供者は



- ・ 酒類を提供する飲食店は、運転する可能性のある者への酒類提供禁止の徹底と、飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努めましょう。

4 チャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底

運転者は

- ・ 後部座席同乗者に対しても必ずシートベルトを着用させましょう。
- ・ 幼児・児童を同乗させる時は、子どもの発育・成長に応じたチャイルドシート（乳児用・幼児用・学童用）を正しく取付け、使用することの習慣化を図りましょう。

幼稚園・保育園は

- ・ 保護者等に対し、チャイルドシートの使用の必要性和効果を理解いただき、子どもが車に同乗するときは必ず使用するよう指導しましょう。



県・市町村・関係機関は

- ・ シートベルトの正しい着用方法（高さや緩みの調節）やチャイルドシートの安全性能に関する情報提供及び正しい取付方法（本体の確実な取り付け・ハーネスの締め付けなど）について広報啓発に努めましょう。

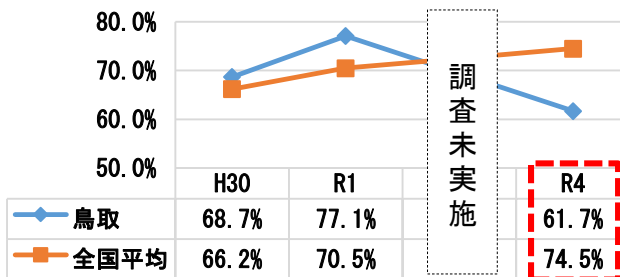
チャイルドシート無料貸出し中

【貸出機関】（一財）鳥取県交通安全協会
【貸出条件】鳥取県で交通安全協会会員であること
【貸出期間】2週間から1か月
※台数には限りがあります

※詳しくはお住まいの地域の
各地区交通安全協会までお問合せください。

チャイルドシートは6歳未満の幼児に義務付けられており、身長140cmに達するまでは推奨されています。（出典：JAF）

チャイルドシート着用率調査結果



■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7989／ファクシミリ(0857)26-8171